

和解について（港湾局関係）

債務不存在確認請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 株式会社海遊館 被告 大阪市 2 大阪地方裁判所 平成24年(ワ)第10701号 債務不存在確認請求事件	本市は、平成5年5月1日以降、港区海岸通2丁目3番1の市有地の一部（以下「本件土地」という。）を駐車場の敷地として原告に貸し付けていたが、平成24年3月31日に本件土地に係る賃貸借契約が終了したため、原告は同契約に係る契約書及び誓約書の定めにより、本市が本件土地上に設置した立体駐車場設備（以下「本件立体駐車場」という。）の撤去義務を負っているとして、原告に対し、本件立体駐車場を撤去した上で本件土地を明け渡すとともに、同年4月1日から本件土地の明渡しがなされるまでの期間に係る賃料相当損害金を支払うよう求めたところ、原告は、本件立体駐車場は本市の所有に属するものであるから、原告は本件立体駐車場の撤去義務及び当該賃料相当損害金の支払義務を負わないとして、本市に対し、原告がこれらの義務を負っていないことの確認を求める訴訟を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの

2 和解の要旨

本市と原告は、共同して本件立体駐車場を撤去する義務を負うことを相互に確認し、原告は、平成26年3月31日までに本件立体駐車場の撤去を実施するとともに、本市に対し、本件土地に係る平成24年4月1日から同年5月31日までの間の賃料相当額金1,254,256円の支払義務を負っていることを確認し、本市は原告に対し、金2,772,000円以内で原告が本件立体駐車場を撤去するのに要した費用の半額に相当する金員を原告に支払うとともに、原告が同年6月1日以降の賃料相当損害金の支払義務を負っていないことを確認する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

債務不存在確認請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。